

公開買付説明書の訂正事項分

2026年6月

株式会社アカツキ

(対象者：株式会社サニーサイドアップグループ)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第4項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社アカツキ
【届出者の住所又は所在地】	東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oak meguro 8階
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oak meguro 8階
【電話番号】	03-5422-7757（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO兼CSO 石倉 孝彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社アカツキ （東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oak meguro 8階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「公開買付者」とは、株式会社アカツキをいいます。
- （注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社サニーサイドアップグループをいいます。
- （注3） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注4） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- （注5） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者が2026年5月14日付で提出した公開買付届出書においては、本公開買付けの期間が2026年6月24日までとされており、公開買付者が2026年6月24日付で提出予定であった第16期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）に係る有価証券報告書において、本公開買付け以外にも2026年4月24日に開示した株式会社グルーヴ・ホールディングスの株式取得等の後発事象もあり、監査法人の確認手続に時間を要し2026年6月24日に有価証券報告書を提出することは難しく、有価証券報告書の提出予定日を6月26日に変更することとなり、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第4項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第7項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

① 公開買付者が提出した書類

イ 有価証券報告書及びその添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第15期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日 関東財務局長に提出

事業年度 第16期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月24日 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第15期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日 関東財務局長に提出